

今年売上が増えた方
小規模共済の加入・増額をお勧めします！

小規模共済の掛金は、
所得税・住民税で全額控除できます。

★ **現金なしのお申込は**
9月18日(金)まで

★ **現金あいのお申込は**
11月20日(金)まで



期日以降のお手続きは
R9年4月になります

※増額の場合、「掛金月額変更申込書」が必要です。

※来所の際はご予約ください。

ご不明な点は職員にご相談ください。